

第 1 部

総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

本総合計画は、平成23年度より10年間の町の行政の目指す方向を示す指針として策定するものです。平成4年度に制定された総合計画は、長く町の行政の指針として用いられてきました。まもなく、この計画が終了することを踏まえて、本町では、ますます多様化・急激化する社会の各方面の変化に対応した、新たなまちづくりの目標を示すべく、本総合計画を策定します。

本町が今後進むべきかたちを考えるにおいては、これまで歩んできた経過を踏まえなければなりません。すべての社会的事象は歴史的連続の上にあるからです。そこで、本総合計画、特に基本計画の各章節においては、これまでの計画の達成レベルを具体的に検討することを前提とし、その上で、今後の本町の目指すべき方向を、新たに現れ起こる様々な諸条件を考え合わせつつ明示することとします。いわば過去・現在・未来の連続の上で、今後の本町のあり方を考えようというものです。

第2節 計画の性格

～行政・町民が進むべき方向を示す指針～

この「一宮町総合計画」は、長期的な展望に立って、一宮町が目指すべき将来の姿、及びそれを現実のものとしていくために必要な各種施策の基本方針を示すもので、次のような性格を有しています。

- (1) 本町の行財政運営を合理的・計画的に執行するための指針となるもので、各種の施策の実行の基礎となるものです。もちろん、行政の直面する課題は常に変化の中にあり、目前の事態を踏まえて緊急の対応が必要になることも多々あります。しかし、一方で行政とは公共サービス提供という使命を帯びたものであり、そこには公正性・公平性が担保されなければなりません。その意味で、本計画は大きなまちづくりの方向を示す公共的指針として位置づけられます。
- (2) 国や県に対して町独自の視点から、各種の施策を要望していく際の根拠となるものです。また、民間の諸団体が活動を行う際の参照枠としても機能します。
- (3) 町民一人ひとりが、自分自身の暮らしの場としての町のあり方をとらえ、そのより豊かな未来の構築のためにいかに行動していけばよいのか考える指針となるものです。

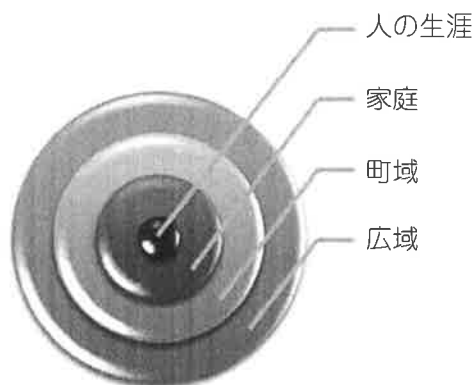
第3節 計画の構成および期間 ～市民の当事者性の視点に立って編成した総合計画～

一宮町総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3つの部分により構成します。

このうち、基本構想と基本計画は一体化した体系としてとらえられますが、基本構想が総論であり、基本計画が各論であるという構成になります。実施計画は基本計画を更に具体的状況に合わせて予算の見積もりを配していくものです。

基本構想	基本構想は、今後のまちづくりの全体像を総論的に示す部分です。方針・目標及び施策の大綱について述べたものです。基本計画の各論とは相補的な位置にあり、総合的なかたちで出来ています。基本構想の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。
基本計画	基本計画は、基本構想と相補的に一体をなす存在です。ここでは、各分野・各方面について、基本的方向性とともな一定程度具体的な目標・施策が示されます。これが実施計画の基礎をなすものであり、総合計画の中心を構成します。基本計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、5年目に検証と見直しを行うものとします。
実施計画	実施計画は、基本計画に記された各項目を、さらに具体的施策の形に直して予算を配分し、執行の目安として用いるものです。実施計画の計画期間は3年とし、3年ごとに新たな実施計画を定めるものとします。

一宮町総合計画は、住民の当事者の視線に即して、住民の生涯の各ステージをベースに編成し、一方で家庭から同心円上に広がる空間的社会環境の観点で編成してあります。そして、すべてに関連する事項として、行政と自治という項目も設けてあります。従来の行政の執行者側の視点からする利便性による編成に換えて、市民の生活者としての立場から、その暮らしの手引きとなるよう編成されたものです。



第2章 まちづくりの背景と課題

～町をとりまく大きな時代の流れ～

ここでは、総合計画策定の前提となる、一宮町を取り巻く状況を整理します。

少子高齢化の進展や住民の価値観の多様化等、社会情勢は大きく変化しており、行政サービスに関する住民の要望も多様化・高度化しています。しかし、経済の長期的低迷等の理由により自治体の財政基盤は失われつつあり、従来型の行政による公共サービスの提供は限界を迎えています。

地方分権（国と地方との関係や役割分担の改革）に伴い、国・地方にわたる税財政システムの構造転換を図る三位一体改革が進められ、地方公共団体においては、真の分権型社会の実現に向け、自己決定と自己責任に基づく行政運営と住民との協働を進めるための新たな仕組みづくりが求められています。

第1節 低成長下の社会と、国・地方自治体の財政難

日本は、高い経済成長率で飛躍的にGDP（国内総生産）を上げていく時代を終え、ここ数年は毎年の実質GDP成長率が約2%程度で推移し、いわゆる低成長の時代を迎えています。こうした中で、国の税収は伸びず、各種の施策についての財源不足が問題になっています。その一方で、政府は景気刺激を目的とした赤字国債の継続的発行を余儀なくされ、その累積による財政赤字の増大も大きな問題となっています。一種の手詰まり状況の中で、政府は財政再建の見地から歳出の縮減をはかり、地方交付税も削減されてきました。地方自治体にとっては、事業税・住民税等独自の財源が細る中、更に地方交付税も削減され、財政的に苦しい自治体運営を強いられる結果となっています。この情勢は、今後も中期的に大きな変化はないと考えるのが妥当です。

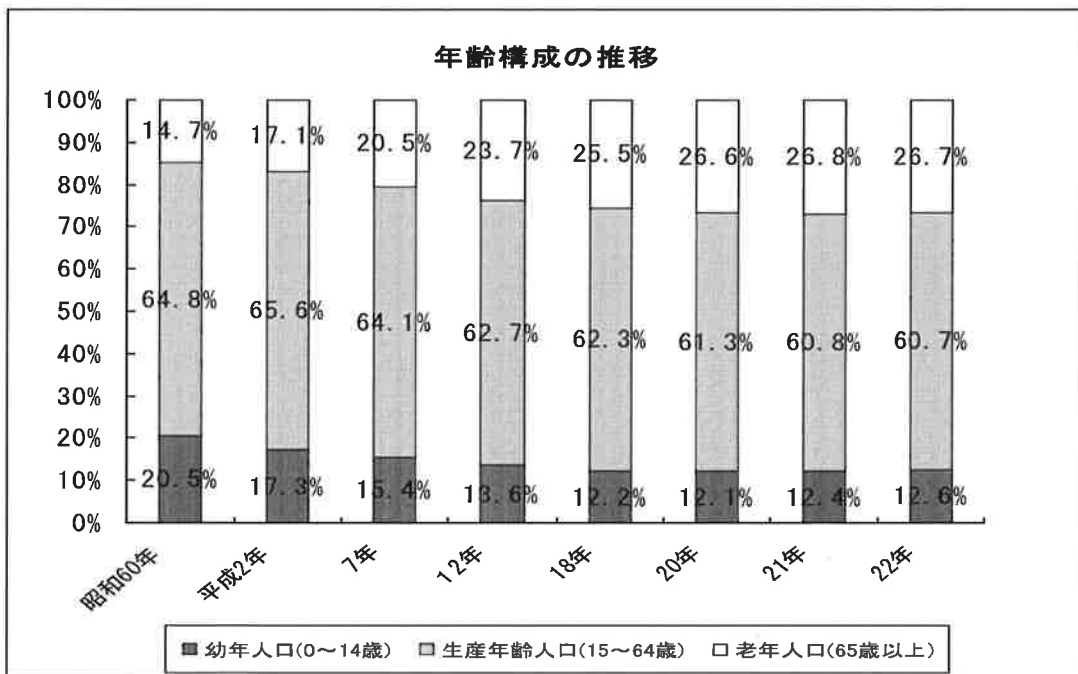


第2節 地方分権の進展

一方、上述した国の財政難を含め、様々な要因を背景に、従来国のもっていた諸権限を地方自治体に移す方向が出てきています。いわゆる地方分権の流れです。1999年に機関委任事務が廃止されて、国と地方公共団体は対等な立場となりました。しかし、地方分権のあり方はいまだ不分明な部分を多く含み、特に税源の移譲は、地方自治体側から見れば、不十分な段階に留まっています。地方自治体にとっては、事務の質・量は増えるものの、財政的・人的資源の移譲は乏しい状況にあります。この問題については、今後の推移を見守る必要があると考えられますが、町は基礎自治体として自立し、地域の現状に即した課題解決と政策形成を行っていくことが求められています。

第3節 少子高齢化と人口減

現在のわが国の出生率は低く、2006年には1.32となっています。人口は、2005年に戦後初めて自然減少に転じましたが、2025年には1億1,800万人まで減るといわれています。（「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）総務省 郵政事業庁 平成12年版通信白書より）一方、平均寿命は延び続けており、平成19年（2007年）の平均寿命は男性79.19年、女性85.99年となっています（厚生労働省 日本人の平均余命 平成19年簡易生命表より）。従って、今後の日本社会は、少子高齢化による特殊な構造に移行すると考えられます。これについては、本町も例外ではなく、中長期的に確実な前提条件として対応すべきです。



第4節 地球温暖化と二酸化炭素 CO2 排出削減

20世紀以来、エネルギー革命を経て、人間の活動は、地球環境全体に影響を及ぼすまでに巨大化しています。特に、この100年間に地球の平均気温は0.74℃上昇し(IPCC第4次評価報告書[2007年]より)、日本の平均気温は約1.1℃上昇したことが明らかになっています(国立環境研究所HPより)。これを地球温暖化といいます。その主原因は、人間の活動による二酸化炭素(CO₂)排出だとされており、その早急な削減が求められています。一宮町としても、この地球大の事柄が、実は自己の運命に直接関わることとしてとらえて、主体的に取り組む必要があります。

第5節 国際化・グローバル化の展開

現在の日本は、未曾有のスピードで、人・もの・資本・情報が世界中を行き交う環境の中に置かれています。これがいわゆる国際化・グローバル化です。まず、人の来訪という意味での町の国際化ですが、一宮町における外国人の居住者の数も増加傾向にあり、平成22年には85人にのぼっています。一宮町を観光その他で訪れる外国人も増えています。今後もこの傾向は更に強まることが予想されます。

また、もの・資本の国際化は、世界の市場の統合という方向へ向かうもので、町の経済にとっては、諸刃の剣ともいふべき現象です。即ち、工業等に顕著に見られるように、海外市場での景気や外国為替相場の動向の影響を直接こうむり、その営業成績に甚大な影響がもたらされます。農業も同様で、農産物の関税自由化の方向へと動く勢いの中で、農業従事者は国の自由化政策に翻弄されています。しかし、一方では、世界市場に向けて優れた製品・産品を売り込み、従来の国内市場での流通を前提にしていた状況よりもより大きな利潤を上げることも可能となってきました。まさにチャンスとリスクは紙一重です。

今後も、こうした国際化・グローバル化の波は日本全国、そして本町を更に巻き込んで展開すると予想されます。町としては、それを前提として、有効に対応していくことが求められています。

第6節 情報化の展開

パーソナルコンピューターの普及に伴い、情報伝達が従来とは画期的に異なる段階に達しました。行政と町民との間に存在していた情報の不均衡も、インターネット環境の整備によってその落差は決定的に小さくなりつつあります。そして、インターネットを用いた情報伝達の手段は、行政と町民との協働を双方向的に可能にする大きな力を秘めています。また、町の外部の情報を収集し整理していくこと、或いは町の内部の情報を収集し発信していくこと、ともに極めて容易かつ正確に行われるようになってきています。これは、上述の国際化とも密接に絡み合った条件であり、今後はこうした高度情報化の環境を前提としたまちづくりが行われる必要があります。

こうした大きな状況の変化は、日本国・千葉県・長生郡市という大・中・小の単位を超

えて全体として急激に進行しています。その中で、国も県も、既存の枠組みを大きく改めつつあり、地方自治のあり方をめぐっては、具体的な方針や見込みが明らかになっておらず、五里霧中状態にあります。逆にいえば、基礎自治体には、新しい時代を切り開く地方自治のかたちをつくり出す先頭に立つ覚悟が求められています。本町における取り組みが、日本全国の地方自治のかたちをつくっていくモデルともなりうる可能性があるわけです。行政・町民ともに、こうした大きな時代的要請を抱えていることを十分に自覚し、その責務を負っていくことが必要です。